

介護保険 住宅改修の手引き

美里町福祉課介護保険係

平成25年10月25日改訂

◆住宅改修費支給制度について

1. 対象要件

美里町の被保険者であり、心身や住宅の状況等から住宅改修が必要なため、以下の対象要件を満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前協議せずに、着工した場合は、支給対象になりませんので、注意してください。

- ① 要介護認定を受けており、認定有効期間内である。
- ② 介護保険被保険者証に記載されている住所地にあり、実際に本人が居住している住宅である。
- ③ 着工前に事前協議をし、美里町に承認されている。

2. 給付対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防や移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置するもの。手すりの取付けのための壁の下地補強も対象になります。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を解消するもの。具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床をかさ上げるなどの工事が対象です。また、浴室の段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりも対象となります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事が対象です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等が対象です。扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化に伴うものは除く）、便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

なお、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替え

は、現時点では認めていませんのでご注意ください。

3. 支給基準限度額について

支給基準限度額は20万円です。改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、その内の9割が保険で支給されます。また、20万円を超えた場合は全額自己負担となります。

(1) 3段階リセットの例外

要介護等状態区分が3段階以上上がった場合には、それまでの利用状況に係わらず再度20万円まで支給可能となります。このときに、基準となるのは、初めて住宅改修を着工した日の状態区分です。3段階リセットの例外は、1人の被保険者について1回限りです。

(2) 転居リセットの例外

転居した場合には、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。

なお、転居前の住宅に再び転居した場合には、転居前の住宅に係る支給状況が復活します。

4. 留意事項

(1) 住宅の新築または増築の場合

住宅の新築や増築（新たに居室を設けるなど）、または、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は、支給対象になりません。

廊下の拡張をした上で手すりを取り付ける場合や、トイレの拡張をした上で和式便器を洋式便器へ取り替えた場合などには、それぞれ「手すりの取付け」「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ支給対象となります。

(2) 要介護認定申請中に住宅改修を行う場合

住宅改修は、要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、急を要する場合は、認定申請後、事前協議を経て工事着工することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は支給できません。支給申請は認定結果が出てからになります。

(3) 入院・入所中に住宅改修を行う場合

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前協議後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給できません。計画していた退院・退所予定日より、概ね2週間程度の差異は支給の対象とします。それ以上は退院の見込みがたっていないものとみなします。支給申請は退院・退所してからになります。なお、一時帰宅のための住宅改修は支給対象外となります。

(4) 町外からの転入または町内転居する場合

住宅改修は、居住していることが必要条件となり、住宅改修後、支給申請は居住し

てからでなければできません。予定の変更等で居住しないこととなった場合は支給できません。

(5) 本人や家族等が住宅改修を行った場合

本人または家族等が材料を購入し住宅改修を行った場合は、材料費のみが支給対象となります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、本人または家族等が作成した工事費内訳書（使用した材料の内訳）を添付します。

(6) 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに支給申請を行うことができます。ただし、複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しないように申請します。

◆住宅改修手続きのながれ

1. 事前協議

次の書類を提出します。

(1) 償還払事前協議書

① 「協議を必要とする理由」は、住宅改修が必要な理由書との整合性を図ること。

(2) 住宅改修が必要な理由書

(3) 見積書（工事内訳が確認できるもの ※作成者、発行日等を記載し、押印してある者）2者分

① 施行予定の工事について適正に費用を算出してください。

② 工事部分（壁・床等）ごとに項目を区分し、介護保険制度の工事対象と対象外との区分が分かるように算出してください。

※対象となる工事でも保険者（美里町）が被保険者の心身の状況等の理由から必要であることを認めた工事が対象となります。

③ 部屋・部位等別に改修工事名称、内容（仕様）、数量、単位、単価を記載し直接工事費を算出してください。

④ 機器類（便器・手すり・建具等）については、定価の表示があるカタログ等の写しの当該製品にマーキングしたものを添付してください。

⑤ 単価は、定価でなく実際の取引価格により算出してください。

⑥ 材料費、施工費（工賃等）、諸経費を区分して算出してください。材工一式の表示は、材工を区分するのが困難な場合（釘や接着剤等の数量）に限ります。

※「手すり一式」や「スロープ一式」等の記載は、内容が把握できないので不可。

※諸経費には、現場管理費や設計費等が含まれます。

⑦ 本人や家族自らが住宅改修を行う場合は、材料費のみの内訳を記載してください。

(4) 平面図（改修箇所が確認できるもの）

① 改修箇所と内容が記載された図面を添付してください。

- （例）
- ・手すりの位置（縦型・横型等）
 - ・段差解消の場所（敷居の撤去・床のかさ上げ等）
 - ・扉の取替え（開き戸・引き戸等）
 - ・便器の位置
 - ・スロープの設置箇所

② 改修箇所については、見積書、住宅改修箇所の写真などの添付書類と関連が分かるようにしてください。

(5) 住宅改修予定箇所の写真

① 改修予定箇所が明確に確認できるよう撮影してください。確認が取れない場合は撮り直しとなります。

② 手すり、スロープ、段差解消等は、その位置を写真に記載してください。

(6) 住宅所有者の承諾書

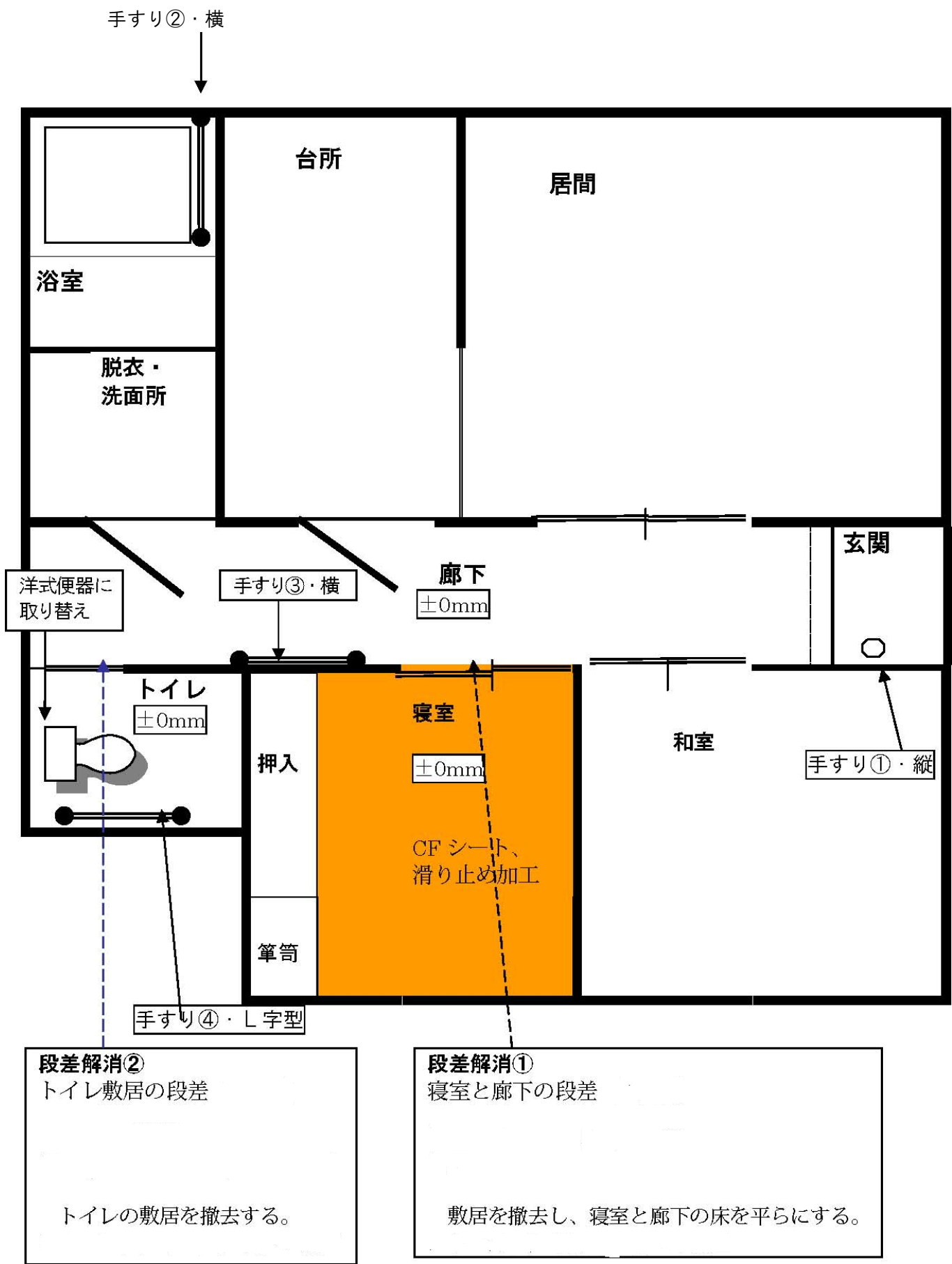
住宅改修を実施する被保険者と当該住宅の所有者が異なる場合は、住宅所有者の承諾が必要となります。

内容が把握できないので不可（再提出）

※改修の種類 ①手すりの取付け・②段差の解消・③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④引き戸等への扉の取替え・⑤洋式便器等への便器の取替え・⑥その他 付帯工事

作成事例

平面図



2. 事前協議の確認

事前協議書類の確認後に「償還払事前協議書」に確認済みの押印をします。事前協議後、工事を取りやめる場合や工事の内容及び金額、施行業者等が変更になった場合は、すみやかに介護保険係まで連絡し、再協議をしてください。

3. 支給申請

工事完了後、次の書類を提出します。

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

- ① 被保険者氏名、被保険者番号、生年月日、性別、要介護区分、認定有効期間、住所は、介護保険被保険者証の内容を記載してください。

※住宅改修する住宅の所在地は、介護保険被保険者証に記載された住所と同一である必要があります。

- ② 住宅の所有者は、住宅の所有者と被保険者との関係を「本人との関係」欄に記載してください。住宅の所有者と被保険者が異なる場合は、承諾書が必要です。

- ③ 改修の内容・箇所及び規模には、改修内容や工事箇所を記載してください。

(例) ・手すりの取り付け（玄関・トイレ）

・便器の取替え（和式から洋式）

・段差の解消（玄関・トイレ）

- ④ 改修費用には、住宅改修に要した費用を記載してください。

※改修費用が200,000円を超える場合は、200,000円と記載

- ⑤ 申請者は、被保険者となります。

- ⑥ 口座振込依頼欄には、申請者名義の振込口座を記載してください。

※申請者及び口座名義人が被保険者以外の場合は、委任状が必要です。

※被保険者が死亡した場合、相続人が申請者となります。その際、申請者以外の相続人から異議が生じた場合、相続人の間で解決する旨の記載がされている書類が必要となります。

(2) 施工業者発行の領収書

- ① 領収書の宛名には、被保険者の氏名が記載されている必要があります。（姓のみ、上様は支給対象となりません。）

- ② 介護保険制度の対象工事と対象外工事を実施した場合は、対象外の費用を含んだ金額で構いません。その場合は、見積書等で介護保険制度の住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることが分かるようにしてください。

(3) 住宅改修箇所の写真（住宅改修前と後を比較したもの）

改修箇所が明確に確認できるよう撮影してください。確認が取れない場合は撮り直しとなります。

(4) 住宅改修工事完了確認書

(5) 住宅改修費請求・領収書

日付及び金額は記入しないでください。押印は請求印のみで構いません。

(6) 委任状（被保険者の口座と異なる場合）

(7) 誓約書（被保険者が死亡した場合）

(8) 事前承諾書（居住前（入院中または転居前等）や認定申請中の場合）

(9) (1) ～ (6) までの事前協議書類（施工業者の見積書は原本）

2. 支給申請書類の確認及び支給決定

支給申請書類の内容を確認し、必要があれば現地確認をする場合があります。確認の結果、問題が無ければ支給決定し、「住宅改修費償還払支給決定通知」を申請者宛に送付後、申請書に記載された金融機関口座に住宅改修費を振り込みます。

なお、住宅改修費の振り込みまでは2～3月程度の期間を要します。

美里町介護保険住宅改修に関するQ & A

1. 手すりの取付け

Q 1 【手すりの取替え工事について】

Q 1 【手すりの取替え工事について】

介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、新たに手すりを設置する場合は給付の対象となりますか。

(答) 単に老朽化したとの理由であれば認められません。

Q 2 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 支給対象となります。

対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等です。

Q 3 【手すりの位置の移動について】

本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 工賃のみ支給対象となります。

2. 床段差の解消

Q 1 【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象外となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 2 【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となります。

Q 3 【玄関の段差解消に伴う床の解体費について】

玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象として良いのですか。

(答) スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

Q 4 【住宅改修における「玄関まわり」の範囲について】

住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があります。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象としてよろしいのですか。

(答) 玄関にスロープを設置する場合と同様に、床段差の改修として住宅改修の対象となります。

Q 5 【住宅改修の範囲（ユニットバス）について】

浴室の改修について、段差解消、滑りにくい床材への変更や手すりの取付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）のようにまるごと購入設置により取替える場合も、住宅改修として算定してよいのですか。または、全体的に取替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費とするのですか。（ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出します）

(答) 按分することが可能であれば、給付の対象とすることができます。

Q 6 【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを製作し、設置する場合は支給対象となるのですか。

(答) 浴室内のすのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。

Q 7 【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を２段にしたりする工事は支給対象となるのですか。

（答） 式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となりますが、持ち運びが容易なものは対象外となります。また、上がり框を２段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となります。

Q 8 【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるのですか。また、動力により床段差を解消する機器は除かれるとありますが、動力によらず、手動の場合は、支給の対象となりますか

（答） 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外となります。手動であっても、これらの設置工事は対象外となります。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となります。

Q 9 【スロープにかえて使用する昇降機について】

スロープが設置できない場合、スロープにかえて使用する昇降機等は給付対象とはならないのですか。宅地の関係で（他の建物があるため）スロープを設置できない事例があります。

（答） 住宅改修の対象にはなりません。

移動用リフトとしての段差解消機及び車椅子用電動昇降機は福祉用具貸与の対象になります。（ただし、エレベーター及び階段昇降機は除く）

Q 10 【ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置について】

ホーム用エレベーター及び階段昇降機の設置については、住宅改修費等の支給の種類に該当しないと考えられますがいかがですか。また、階段昇降機は取付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよろしいですか。

（答） 貴見のとおりです。

Q 1 1 【昇降機設置のための犬走り撤去について】

掃出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討していますが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となります。撤去に要する費用は床段差を解消するために必要な住宅改修として給付対象になりますか。

(答) 昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

3. 滑り防止、移動の円滑化等のための床材変更

Q 1 【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

(答) 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

Q 2 【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 3 【廊下の床の取替えについて】

廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっていますが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいのですか。

(答) 老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗を理由とするのであれば改修の対象外です。

Q 4 【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象なるのですか。また、階段にノンスリップや滑り止めのゴムを付けたりカーペットを張ったりする場合は支給対象となるのですか。

(答) いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となります。

Q 5 【浴室内の床材の変更について】

平成12年1月31日付け老企第34号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室において床材の滑りにくいものへの変更」とあります。これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと(床面への接着はしない)も対象となると考えてよいのですか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのですか。

(答) マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象にはなりません。また、福祉用具の購入の対象としても扱っておりません。

Q 6 【設置工事の必要のない滑り止めのための床材について】

工事や取付け作業を要さず(床への張付けや釘止めも不要)、床に置くだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えますがよろしいですか

(答) 貴見のとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません。

4. 引き戸等への扉の取替え

Q 1 【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 身体的な改善のための理由であれば引き戸等への扉の取替えとして支給対象となります。

Q 2 【扉の工事について】

扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるのですか。

(答) 扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となります。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。

Q 3 【引き戸の取替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。
ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

Q 4 【浴室の扉の取替えについて】

車いす利用者が浴室の扉を1人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としてよいのですか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。工事の趣旨からすれば可能だと思われそうですがいかがでしょうか。

(答) 貴見のとおり、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば可能です。

Q 5 【ドアの取外しについて】

住宅改修告示第4号に「引き戸等への扉の取替え」がありますが、車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事費について住宅改修費を算定してもよいのですか。

(答) 車いすで通行するためやむを得ず扉を取り除く工事のみ該当します。
ただし、身体状況に基づき工事が必要な理由を詳しく記載し提出してください。

Q 6 【住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について】

住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるのですか

(答) これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になると考えます。

5. 洋式便器等への切り替え

Q 1 【便器の取替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲について】

便器の取替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められています。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われますが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②トイレから浄化槽までの排水管工事を指すのですか。

(答) 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の水洗化の工事は給付対象となりません。便器の取替えに伴う給排水工事として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

Q 2 【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるのですか。

- ①洋式便器を嵩上げする工事 ②便座の高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座高の高さを高くする場合

(答) ①は支給対象となります。

②は、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、当該高齢者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修として差し支えありません。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 3 【和式便器の腰掛式への変更について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

(答) 腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。

Q 4 【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機器等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるのですか。

(答) 現在のところ、美里町では支給対象としていません。

Q 5 【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機器等が付加された便座に取替える場合、住宅改修の支給対象となるのですか。

(答) 介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。暖房便座、洗浄機器等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改修の支給対象となりません。

Q 6 【洋式便器への取替えを行った場合における住宅改修告示第 6 号の範囲について】

男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を 1 つの洋式便器に改修した場合、個室を仕切っていた壁を撤去する工事費用については、住宅改修告示第 6 号の「付帯して必要となる住宅改修」に該当するとの判断でよろしいですか。

(答) 便器の取替えに伴う仕切り壁の撤去は住宅改修の対象となります。なお、単に壁を撤去するというだけでは付帯工事には該当しないものと考えます。

Q 7 【洋式便器への取替えに伴うトイレの拡張について】

和式便器から洋式便器に取替える工事に伴い、車いすに対応する目的で既存の便所を拡張する必要がある場合、便所の拡張に伴う工事も住宅改修の支給対象となりますか。

(答) 車いすの方がやむを得ず便所の拡張を行った場合は支給対象とします。ただし、身体状況に基づいた拡張が必要な理由を事前協議書及び理由書に記載してください。

Q 8 【洋式トイレの向きを変える場合の取扱い】

障害に適応するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象になるでしょうか。

(答) 「洋式便器等への便器の取替え」として対象となると考えます。

Q 9 【既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】

既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよろしいですか。 なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用することとなります。

(答) 貴見のとおりです。

6. 支給申請関係

Q 1 【工事内訳書について】

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事がありますが、全て区分しなければならないのですか。

(答) 工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためです。このため、材料費、施工費等を区分できない工事については無理に区分する必要はないですが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はあります。

Q 2 【支給申請書添付書類である「住宅改修費が必要な理由書」の作成者について】

老企第42号2(2)②において、「基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉・保健・医療又は建築の専門家」とされていますが、住宅改修のみを必要とする要介護者等は、介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業者から当該理由書の作成依頼を断られる場合があります。この場合、本人若しくはその家族が理由書を作成してもよろしいですか。

(答) 作成できません。

Q 3 【住宅改修における写真の添付について】

住宅改修前の写真を撮影していなかった場合に、保険給付の対象とすることはできますか。

(答) 対象とはなりません。

Q 4 【住宅改修費の費用額の記載について】

介護保険対象給付額を超える住宅改修費の場合、費用額は、保険対象給付額の上限で計上するのですか、超えた分を含めて計上するのですか。(例えば、住宅改修の費用が30万の場合、費用額は、30万ですか、20万なのですか。)

(答) 介護保険対象給付額を超える場合の費用額は、保険対象給付額の上限額を記載してください。

Q 5 【短期間に何度も住宅改修費支給申請書を提出する場合について】

事前協議後に、追加の工事が発生した場合、再度事前協議を行い、別々に住宅改修費支給申請書を提出するのですか。

(答) 追加工事が発生した場合、事前協議は必要ですが、支給申請はまとめて行って構いません。

7. 資格等（死亡・転入転出・法施行・入退所（院））

Q 1 【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

要介護者が子の住所に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができますか。

（答） 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q 2 【転入前の住宅改修の請求先（保険者）について】

最新情報 v o l . 7 1（平成12年4月28日）のQ & A 1 8 ページ6では、退院及び特養退所前に行った住宅改修について認められるとかかれており、転入前の改修についても可能とみられます。今回、A地からB地へ6月1日に転入するもので、B地の住居への転入に先立ち5月中に改修しようとするケースがあります。Q 1で住宅改修は現に居住する住居であること、保険者は住所地と管轄する者、ということで、当該住宅改修の請求先（保険者）はB地の市町村と考えてよろしいですか。

（答） 貴見のとおりです。なお、B地の市町村に事前に確認したうえで改修を行ってください。この場合でも、申請は転入後になります。

Q 3 【入院（入所）中の住宅改修について】

現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定ですが、住宅改修を行うことはできますか。また、特別養護老人ホームを退去する場合はどうですか。

（答） 入院中の場合は、住宅改修が必要と認められませんので住宅改修が支給されることはありません。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えられますので、事前に保険者に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考えます。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものですが、同様に取り扱い差し支えありません。

Q 4 【在宅要介護者が工事着工後に入院した場合、住宅改修費を支給できるか】

介護報酬に係わるQ&Aのv o l . 7 1（平成12年4月28日）の「住宅改修費関係」の質問で、入院（入所）中の要介護者が退院する際は前もって工事を着工することは可能（申請は退院後）とありますが、在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に様態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能ですか。

（答） 要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

Q 5 【住宅改修完了前に要介護者が死亡した場合の住宅改修費の保険給付について】

住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点においては存命でしたが、住宅改修完了前（又は保険給付申請前）に要介護者本人が死亡した場合、保険給付を受けることは可能ですか。

（答） 死亡時に完成している部分が介護保険の給付対象として申請できます。（本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象となります。）

8. その他

Q 1 【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められませんが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取付ける場合は、給付対象となりますか。

（答） 竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となります。

Q 2 【家族が行う住宅改修について】

家族や同族家族（一族）が大工を営んでいますが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とするのですか。

（答） 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。この場合、材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とします。

Q 3 【住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて】

下記事例についてご教示願いたい。

① 10万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能ですか。

② 同一敷地内で5万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費を支給することは可能です

(答) ①②とも住宅改修の支給対象とはなりません。